

FIBA 若年層（18歳未満）国際移籍申請について

1. FIBA 若年層国際移籍 申請対象者

- 2019 年度より、全国大会（インターハイ、国体、ウインターカップ）本選に出場する可能性がある外国籍選手のみ、FIBA に対し申請手続きを行うものとする。
- 上記、3 大会においては、厳格に FIBA 若年層国際移籍申請有無の確認を行う。出場する可能性がある外国籍選手は必ず各全国大会のエントリー期限までに申請手続きを終えること。申請のない選手の出場は認められない。
- 外国籍選手のエントリーは 2 名までとなっているが、各大会直前にエントリー外の外国籍選手出場を希望する場合も、エントリー期限までに当該選手の申請手続きを終えていなければならない。
- 現時点では、U15 カテゴリーは FIBA への申請対象外とする。

2. 申請手続き

- (1) 申請手続きは原則メールにて行う。JBA 国際担当 transfers@basketball.or.jp
- (2) 申請手続きの受付は随時行うが、当該選手が出場する全国大会のエントリー提出期限までに終えていなければならない。
- (3) 申請書類を JBA にメールにて提出。同時に、CC にてチームが所属する都道府県バスケットボール協会に写しを送付すること。都道府県バスケットボール協会は、当該チームからの申請書類を確認し、手続きが行われていることを把握すること。
- (4) JBA は申請書類を受理し、提出書類が完備していることを確認後、当該チームおよび当該都道府県協会に対して「申請受理証明書」をメールにて送付。※申請受理証明書は全国大会に出場する際に必要となる。
- (5) FIBA が申請書類に基づき、当該選手の国際移籍がバスケットボールを主とするかしないか最終判断する。原則、申請手続きを行う選手はバスケットボールを主とする移籍と判断されることが予測される。その場合、3,000 スイスフランの寄付金が発生するため、当該団体に JBA より FIBA 若年層登録料として 40 万円請求する。

3. 必要書類・情報

- 18 歳未満の外国籍選手の登録を希望する加盟チームは、以下の書類を JBA に提出すること。一部調査票では JBA 用に日本語での回答欄がありますが、原則提出する書類はすべて英語にて記載願います。
 - ① 若年層選手国際移籍調査票（書式①）
 - ② パスポート顔写真ページの写し（必須）および個人 ID（保有する場合）
※個人 ID はアフリカ諸国出身の選手は保有している可能性がございます。
 - ③ 母国での競技者登録書（母国にてクラブ等に所属し、ライセンスを有する場合）
 - ④ 在留資格証明書（在留カード等）
 - ⑤ 入学または在学証明書（プロ契約の場合は契約書写し） ※日本語の場合、英訳を添付
 - ⑥ 移籍同意書（書式②）
 - ⑦ 代表活動参加同意書（書式③）

⑧ 上記以外に JBA/FIBA が提出必要と判断した書類

※⑥および⑦に保護者（原則、両親）の署名が必要となるが、取得まで時間を要する場合は、入手時期を別途 JBA に報告すること。ただし、先に選手およびチーム代表者が署名し、JBA に提出すること。

4. 留意事項

- FIBA への申請対象者は全国大会本選に出場する外国籍選手（高校生）に限定されるが、Team JBA および所属連盟（全国高等学校体育連盟、日本中学体育連盟）の登録手続きは国籍、年齢等問わず、全競技者が登録を行わなければならない。
- FIBA 若年層登録料は 1 回限りであり、毎年発生するものではない。

5. エージェント（代理人）および第三者の関与

- FIBA 内規および JBA 選手エージェント規則において、エージェントがトレーニング、または大会期間中、所属選手等に、特に 18 歳以下の選手に接触することを禁止している。主な理由としては、18 歳以下の選手に関連し、金銭的授与等が行われることを防止するため。
- 上記の通り、18 歳以下の選手に関しては、FIBA 公認エージェントの関与が禁止されており、当然のことながら FIBA 公認エージェント以外の関与も認められません。JBA はエージェント・第三者（一般企業等）が若年層選手の国際移籍に関与することおよび金銭授与を一切認めませんので徹底願います。

6. 罰則

- 違反（虚偽記載、エージェント等の関与、年齢詐称等）が発覚した場合、チームおよび/または選手は FIBA/JBA 規程に基づき懲罰が科される。

以上